

アフターサービス推進室活動報告書 Vol. 19

**労働基準行政等の実態調査に係る
フォローアップ調査**

平成27年5月

厚生労働省アフターサービス推進室

1 調査の趣旨

厚生労働省ホームページの「国民の皆様の声」コーナーに労働基準行政等についての意見が多数寄せられることから、労働局総合労働相談コーナーと労働基準監督署を実地調査し、下記の課題について平成23年9月に改善提案したところであるが、今般、それらの提案への対応状況を確認するため、フォローアップ調査を実施した。

【改善提案を行った課題】

① 労働基準監督署窓口の環境改善
② 労働者からの相談への的確な対応
③ 情報提供者の秘密の保護についての周知
④ 積極的な法令周知活動の実施
⑤ わかりやすい資料の作成
⑥ 総合労働相談員の対応の均一化
⑦ 窓口でのプライバシーの配慮

2 調査対象

前回の実地調査と同一の下記労働局総合労働相談コーナー（5ヶ所）と労働基準監督署（5ヶ所）を調査対象とした。

【調査対象及び調査実施日一覧】

調査先	所在地	調査実施日
福島労働局 総合労働相談コーナー	福島県福島市霞町1-46	平成26年 11月10日(月)
郡山労働基準監督署	福島県郡山市桑野2-1-18	
東京労働局 総合労働相談コーナー	東京都千代田区九段南一丁目2-1	平成26年 11月12日(水)
渋谷労働基準監督署	東京都渋谷区神南一丁目3-5	
愛知労働局 総合労働相談コーナー	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1	平成26年 11月5日(水)
名古屋北労働基準監督署	愛知県名古屋市東区白壁4-1-1	
大阪労働局 総合労働相談コーナー	大阪府大阪市中央区大手前4-1-67	平成26年 11月28日(金)
大阪中央労働基準監督署	大阪府大阪市中央区森ノ宮中央1-15-10	
広島労働局 総合労働相談コーナー	広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成26年 11月18日(火)
広島中央労働基準監督署	広島県広島市中区上八丁堀6-30	

3 調査結果

上記1の改善提案については、上記2の全ての調査先において、地域の実情への対応も含め、工夫した取組が行われていた。

各課題ごとの詳細な対応状況は別添資料1及び資料2のとおりであるが、主な改善例は次のとおりである。（『局』：労働局、『署』：労働基準監督署）

〈課題①〉 労働基準監督署窓口の環境改善

- ・ 庁舎入口のほか、階段、エレベーター内部や事務室入口等にも案内板を掲示。（5署）
- ・ 新着のリーフレットに「NEW」印を表示。（渋谷署）
- ・ 新たに受付を設け、担当部署を案内。レイアウトを変更し、入口から担当部署まで直線上に窓口を配置。（名古屋北署）
- ・ 1階展示コーナーにリーフレット類をまとめ、事務所フロアまで行かなくても入手できるよう配慮。（大阪中央署）

〈課題②〉 労働者からの相談への的確な対応

- ・ 「労働基準関係情報メール窓口」（厚生労働本省が平成23年11月に開設）及び「労働条件相談ほっとライン」（厚生労働本省が平成26年9月に開設）を周知し、必要に応じて監督指導等を実施。（5局・5署）

〈課題③〉 情報提供者の秘密の保護についての周知

- ・ 相談者に対して、匿名でも相談が可能であること、情報提供者や秘密が守られること等を説明。（5局・5署）

〈課題④〉 積極的な法令周知活動の実施

- ・ 大学などで労働法制セミナー等を開催し、法令を周知。平成26年度（平成26年4月～平成27年3月）においては、下表のとおり開催。（5局）

福島局	県内全ての大学・短大・高専（合計15校）に対し働きかけ、5大学、3短大で開催。専門学校やハローワークでも開催。
東京局	22大学、7高校、1中学校で開催。専門学校やハローワークでも開催。
愛知局	8大学、2短大、4高校、1中学校で開催。専門学校でも開催。
大阪局	府内の大学等を訪問する際、積極的に働きかけたり、セミナーの勧奨する案内文書を送付し、15大学、3短大、4高校、3中学校で開催。ハローワークでも開催。
広島局	9大学、1短大、3高校で開催。専門学校でも開催。

〈課題⑤〉 わかりやすい資料の作成

- ・ 図表やイラストを活用。文字の大きさ、字体、色づかい、レイアウトを工夫し、グラフや写真を活用。（5局・5署）
- ・ 相談者に説明するため、助言・指導、あっせんの内容をまとめたリーフレットを新たに作成し、制度の理解を補完。あっせんの両当事者のため、あっせん手続をまとめたリーフレットを新たに作成。（愛知局）

- ・ 労働問題について相談に来られる外国人労働者向けのリーフレットを作成（英語版・中国語版・ポルトガル語版）。（広島局）

〈課題⑥〉 総合労働相談員の対応の均一化

- ・ 採用時以外にも、定期的に研修を実施。（5局・5署）
- ・ 裁判所書記官や産業カウンセラー等を招き、相談技法、法令・判例等の知識など、総合労働相談員が業務を行う上で必要な事項について研修を実施。（東京局・大阪局）

〈課題⑦〉 窓口でのプライバシーの配慮

- ・ 総合労働相談コーナー等にパーテイションを設置又はブース化。さらにプライバシー保護について配慮の必要な場合、会議室、個室等を使用。（5局・5署）

● 調査先における対応状況

実地調査の各調査先における詳細な対応状況は、以下とおりである。

【課題①】労働基準監督署窓口の環境改善

《掲示・案内板》

- ・ 庁舎入口及び階段に案内板を設置。（郡山署）
- ・ 各階のエレベーターホールに案内板を設置。「窓口がわからない場合はお気軽に職員に声をおかけください。」を掲示。（渋谷署）
- ・ エレベーター正面に案内板を設置。入口に「初めて利用される方へ～お気軽に職員に声をお掛けください。」を掲示。（名古屋北署）
- ・ 1階玄関ホールの案内板（全フロア）を変更。「労働基準監督署にお越しの皆様～お気軽に職員に声をお掛けください」を掲示。（大阪中央署）
- ・ 北側入口付近に案内板を設置。受付窓口の天井から受付窓口の番号をつり下げて掲示。（広島中央署）

《ポスター・リーフレット》

- ・ リーフレット置き場を見直し、定期的に点検の上、整理整頓、補充、撤去。（5署）
- ・ ポスター掲示板を見直し、定期的に点検の上、張替え、撤去。（5署）
- ・ 1階玄関フロアにガラス張りの展示スペースを設け、庁舎外からも見えるようポスターやパネルを掲示。展示コーナーにリーフレット類をまとめ、事務所フロアまで行かなくても入手できるよう配慮。（大阪中央署）

《接遇》

- ・ 接遇研修を実施し、職員が受講。（5局・5署）
- ・ 職員会議等での指導。（5署）

《その他》

- ・ 発券機に、来庁者の要件ごとに窓口の種別を表示。新着のリーフレットに「N E W」印を表示。（渋谷署）
- ・ 新たに受付を設け、担当部署を案内。レイアウトを変更し、入口から担当部署まで直線上に窓口を配置。最優先に周知すべき情報を「1階電光掲示板」に掲載。（名古屋北署）
- ・ 4S強化活動を展開し、管理者が定期的にポスターやリーフレットをチェックしているほか、全職員が自主点検を毎月実施し、管理者がその結果を踏まえ、接遇を指導。（大阪中央署）

(注) 「4S強化活動」とは、整理・整頓・(窓口)サービス・セキュリティに係る職員の意識向上運動。平成22年度から取組開始。

- ・ リーフレットの最後に「最終（補充してください）」と表示し、在庫切れを防止。（広島中央署）

【課題②】 労働者からの相談への的確な対応

《相談窓口》

- ・ 「労働条件相談ほっとライン」（厚生労働本省が平成 26 年 9 月に開設）を周知。（5 局・5 署）
- ・ 「労働基準関係情報メール窓口」（厚生労働本省が平成 23 年 11 月に開設）や「労働条件相談ほっとライン」で受け付けられた情報について、必要に応じて監督指導等を実施。（5 局・5 署）
- ・ 相談は原則平日であるが、手紙やメールでも情報提供や相談は可能である旨を隨時説明。（5 局・5 署）
- ・ あんしん便りに「労働条件相談ほっとライン」の情報を掲載して周知。（広島中央署）

(注) 「あんしん便り」とは、監督、安全衛生、労災補償に関する各種情報をコンパクトにまとめ発信する広島中央署独自の広報誌、平成 26 年 5 月創刊。

【課題③】 情報提供者の秘密の保護についての周知

《相談者への説明》

- ・ 相談者に対して、匿名でも相談が可能であること、情報提供者や秘密が守られること等を説明。公益通報制度についても、同様に説明。（5 局・5 署）

《その他》

- ・ 大阪局労働局ホームページ「総合労働相談コーナーってなに？」に匿名による相談が可能である旨明示。（大阪局）
- ・ あんしん便りに、匿名による相談が可能であることを掲載。（広島中央署）

【課題④】 積極的な法令周知活動の実施

《ホームページへの掲載》

- ・ 広く国民が閲覧できるよう厚生労働省ホームページに掲載した労働基準関係法令等について解説した労働者向けのパンフレットを労働局ホームページに掲載。（5 局）

《労働法制セミナーの開催》

- ・ 労働法制セミナー等の開催は下表のとおり。平成 26 年度（平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月）において下表のとおり開催。（5 局）

福島局	県内全ての大学・短大・高専（合計 15 校）に対し働きかけ、5 大学、3 短大で開催。専門学校やハローワークでも開催。
東京局	22 大学、7 高校、1 中学校で開催。専門学校やハローワークでも開催。
愛知局	8 大学、2 短大、4 高校、1 中学校で開催。専門学校でも開催。

大阪局	府内の大学等を訪問する際、積極的に働きかけたり、セミナーの勧奨する案内文書を送付し、15 大学、3 短大、4 高校、3 中学校で開催。ハローワークでも開催。
広島局	9 大学、1 短大、3 高校で開催。専門学校でも開催。

- 受講者アンケートを集計したところ、セミナーの内容が「大変良かった」24%、「良かった」67%との結果。（愛知局）
- 受講者からの声（大阪局）
 - 「社会人になる上で必要な知識を得ることができた。今日の話は、自分のこれからにとて重要であり、労働者になる上で大切にしなければならないものだと認識を新たにした。」（現代ビジネスコース・2年）
 - 「自分もアルバイトをしているので、とても役に立った。」（放送・メディア映像学科2年）
 - 「就業規則や36協定など、ためになる話ばかりでとても勉強になった。もうすぐ自分も社会人なのでためになった。」（国際文化・英語コース）

《ポスター・リーフレット等による周知》

- ポスター・リーフレットにより周知。（5局・5署）
- 厚生労働省や労働局のホームページを案内。（愛知局）
- 各種団体の会報誌等により周知。（郡山署）
- あんしん便りにより、法令改正、最低賃金の改定、労働災害統計、災害発生情報、各種説明会、セミナーなどを周知。（広島中央署）

【課題⑤】 わかりやすい資料の作成

《資料・リーフレット》

- 図表やイラストを活用。文字の大きさ、字体、色づかい、レイアウトを工夫し、グラフや写真を活用。（5局・5署）
- 相談者に説明するため、助言・指導、あっせんの内容をまとめたリーフレットを新たに作成し、制度の理解を補完。あっせんの両当事者のため、あっせん手続をまとめたリーフレットを新たに作成。（愛知局）
- 労働問題について相談に来られる外国人労働者向けのリーフレットを作成（英語版・中国語版・ポルトガル語版）。（広島局）
- リーフレット等の作成に際しては、1枚にまとめることや、目的に合ったわかりやすい表現とするよう配慮。（渋谷署）

【課題⑥】 総合労働相談員の対応の均一化

《採用》

- ・ 公開求人により総合労働相談員（以下「相談員」）を募集。面接において知識、能力等を実際に確認し、相談員として必要な能力を有する者を採用。（5局・5署）

《研修》

- ・ 相談員に対し、採用時のほか、能力を向上させるため定期的に研修を実施。（5局・5署）
- ・ 裁判所書記官や産業カウンセラー等を招き、相談技法、法令・判例等の知識など、相談員が業務を行う上で必要な事項について研修を実施。（東京局・大阪局）

《その他》

- ・ 相談対応のための基礎知識、処理の流れ等の資料を作成し、相談の際に活用。（福島局・東京局）
- ・ 相談員に対するクレームが発生した場合、対象の相談員及び関係者から事案の把握及び事実確認を行った上で、指導。（東京局）
- ・ 職員が相談員に対し、定期的に窓口業務の対応方法について個別指導。（東京局・大阪局）
- ・ 他の機関を相談者に紹介する場合には、事前に紹介先として適切かを確認し、相談者に周知。相談員における相談対応時の実務上の疑義、苦情等の対応について関係部署が連携し、対応。（愛知局）
- ・ ベテラン相談員のノウハウを共有できるよう新人相談員とペアで配置。相談員の能力向上を図り、窓口対応に差が出ないよう、最新の法令・判例等の必要な情報を定期的に提供。相談員に各種相談窓口が掲載されている「相談員便利帳」を配付し、たらい回しを防止。（大阪局）

【課題⑦】 窓口でのプライバシーの配慮

《相談場所等》

- ・ 総合労働相談コーナー等にパーティションを設置またはブース化。さらにプライバシー保護について配慮の必要な場合、会議室、個室等を使用。（5局・5署）

【その他の改善事項】（課題にはないが、自主的な改善が確認できたもの）

《意見箱》

- ・ 「意見箱」を設置し、投函された意見・要望を隨時確認、対応。（5局・5署）

《障がい者》

- ・ 労働局のホームページに、障がい者向けの設備の状況について掲載。 (大阪局)
- ・ 障がい者の対応として「労働基準監督署における窓口サービス向上のための取組」を実施。 (広島局)
- ・ 庁舎入口に呼び鈴を設置し、大きめの文字及び点字による表示を設置。 (郡山署)
- ・ 庁舎のスロープ化を図り、障がい者の来庁に支障がないように配慮。さらに障がい者用インターフォンも適宜点検し、機能の維持を確認。 (渋谷署)
- ・ 障がい者の訪問時には、1階インターфонから連絡すると警備室が対応。さらに警備室が8階にある当署に連絡する連携プレイで対応。 (名古屋北署)
- ・ 聴覚障がい者へ筆談対応が可能である旨の案内を表示。入口にほじよ犬シールを貼付。管理者が4S強化活動の一環で毎月定期的に障がい者向けのインターфонが有効に機能するかを点検。 (大阪中央署)
- ・ エントランスホールと事務室通路の段差をなくすことにより、庁舎入口の自動扉からスムースな車イスの移動を実現。 (広島中央署)

《その他》

- ・ 平成26年4月から相談時間を18時まで延長し、相談に対応。 (大阪局)
- ・ 相談担当職員から改善を要する事項について、管理者が定期的にヒアリングを実施。 (渋谷署)

● 調査先における対応状況（写真編）

【課題①】労働基準監督署窓口の環境改善

《掲示・案内板》

[郡山署の正面入口案内板]



[渋谷署の庁舎入口案内板]



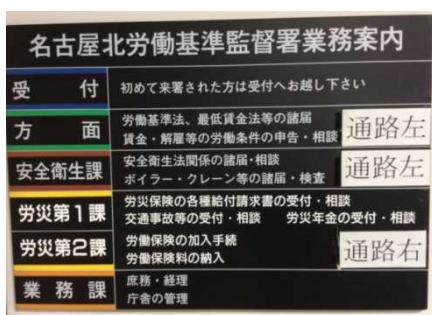
[渋谷署の事務室入口案内板]



[渋谷署の番号札案内]



[名古屋北署の案内板]



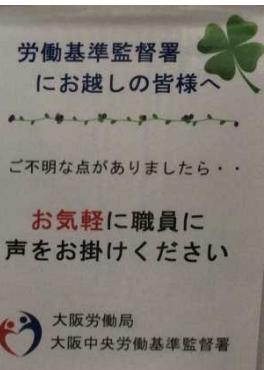
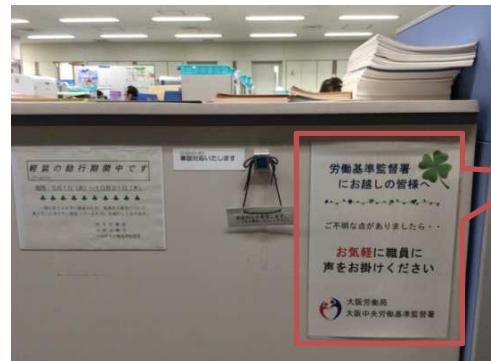
[名古屋北署の事務所内中央通路]



[大阪中央署の案内板]



[大阪中央署の事務所内受付]



[広島中央署の案内板]

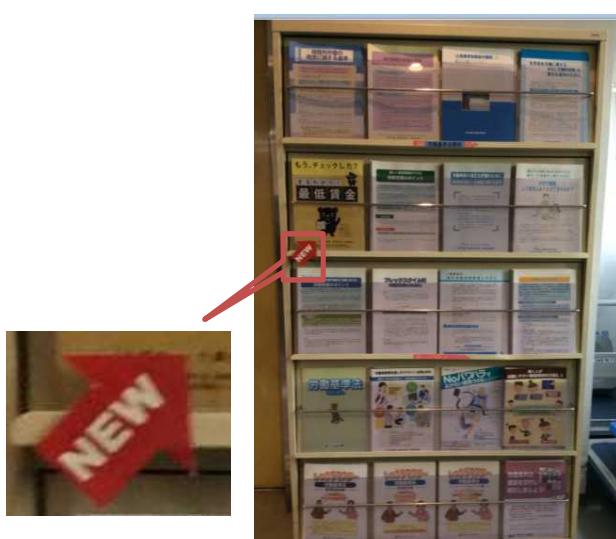


[広島中央署の事務室内受付表示]



《ポスター・リーフレット》

[渋谷署のリーフレットスタンド]



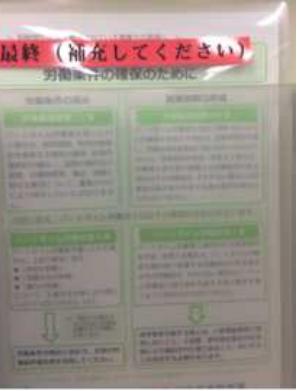
[大阪中央署のリーフレットスタンド]



〔広島中央署のリーフレットスタンド〕



「最終（補充してください）」



【課題②】 労働者からの相談への的確な対応

〔労働基準関係情報メール窓口〕

ひとくらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

主文へ　白　赤　青　緑　黒　よくあえ質問　サイトツバ　点字タクシロード　サイド開設支援ツール　印刷

文字サイズの変更　標準　大　特大　検索　御意見募集やパブリックコメントはこちら　国民参加の場

テーマ別に探す　報道・広報　政策について　厚生労働省について　統計情報・白書　所管の法令等　申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 職業・労働 > 労働基準 > 監督別の情報 > 監督課 > 労働基準関係情報メール窓口

労働基準関係情報メール窓口

1. 告発がお勤めになっている職場や、御家族・知人がお勤めになっている職場において、長時間労働、賃金不払・減収などの労働基準法等における問題がございましたら、職場の所在地を管轄する・労働基準監督署や都道府県労働局に電話などで御相談いただくことができますが、開設時間内に連絡相談になれないなどいらっしゃることから、メールでも情報をお寄せいただけたといたしました。

2. お寄せいただいた情報は、関係する労働基準監督署へ情報提供するなど、業務の参考とさせていただきます。

3. できるだけ具体的な情報をお持ちの場合は、別途、郵送等で職場の所在地を管轄する労働基準監督署にお送りいただくと助かります。

4. 以下の内容について御記入のないものは、関係する労働基準監督署に情報提供できない場合がありますので、必ず情報提供内容欄に御記入ください。

[1] 会社(支店・工場等)名
[2] 会社(支店・工場等)の所在地
[3] 労働基準法等における問題の内容
※ お寄せいただいた情報をお届けする職場や相談にて良い場合には、その旨を情報提供内容欄に御記入ください。
記載例 * メールの内容を明らかにしてよい
* メールが読ったことのみ明らかにしてよい

注意事項

[1] こちらでは、労働基準法等における問題に関する情報に限定してお受けしております。
[2] 氏名等を記入いたゞく必要はありません。
[3] 受け付けた情報に関する確認や相談ご応じることはできませんので、予めご承知おきください。
[4] 労働基準法等は以下の法律です
○労働基準法 ○最低賃金法 ○労働安全衛生法 ○作業環境測定法
○はじめ法 ○賃金の支払の確保等に関する法律 ○労働争議法

[5] 具体的な事案について対応を求める場合は、職場の所在地を管轄する労働基準監督署に御相談ください。
[6] 労働基準法の詳しい内容は、こちらへどうぞ。

注意事項

[1] こちらでは、労働基準法等における問題に関する情報に限定してお受けしております。
[2] 氏名等を記入いたゞく必要はありません。

[労働条件相談ほっとライン]

労働条件相談ほっとライン

長時間労働や賃金不払・残業などのご相談を夜間・土日に無料でお受けします。

はい！ ろうどう
0120-811-610

[渋谷署のリーフレットによる周知]

[大阪局のホームページによる周知]

〔広島局のホームページによる周知〕

【課題③】 情報提供者の秘密の保護についての周知

大丈夫ですか？ 労働条件のこと

労働者の方も企業経営者の方もお電話でご相談ください。
匿名でのご相談も可能です。
このようなお悩みはありませんか？

【広島中央署のあんしん便り】

監修者情報：～ 鮎川の轍から安否の心配に～
広島中央労働基準監督署
平成26年11月
VOL. 4

あんしん便り

働き過ぎ！・・・じゃないですか？

～11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です～

あなたは一日の内でひどく社会働きていませんか？効率的・省力で働く環境ありますか？健全な環境だ。あなたの労働時間、あなたの労働環境、この両方一度、みなさしてみませんか？

広島中央労働基準監督署のHPには、長時間労働や過重労働に対する相談が受け付けていますが、これらは労働者各位生じたときに、特にこの季節について心配したい tentang過度な労働環境を定期的に押しません。

1. 労働時間等、労働基準法違反・労働の回復・労働を減らしあらう。
2. 程度労働時間、月45時間以上に設定されることがあります。
3. 勤務地勤務に対する待遇は、法令の労働時間を考慮したときを支払うことの確認です。
4. 健康診断結果について医療の専門家と健康の上、事後相談を行いましょう。
5. 長時間労働を行った労働者に対しては、医師による基礎知識を実施しましょう。

お問い合わせは、労働条件相談ホットラインへ、東京直通、モニター料無料電話相談をお願いします。

六丈夫ですか？ 労働条件のこと

労働条件相談ホットラインの方にお問い合わせください。
このようなお悩みはありませんか？

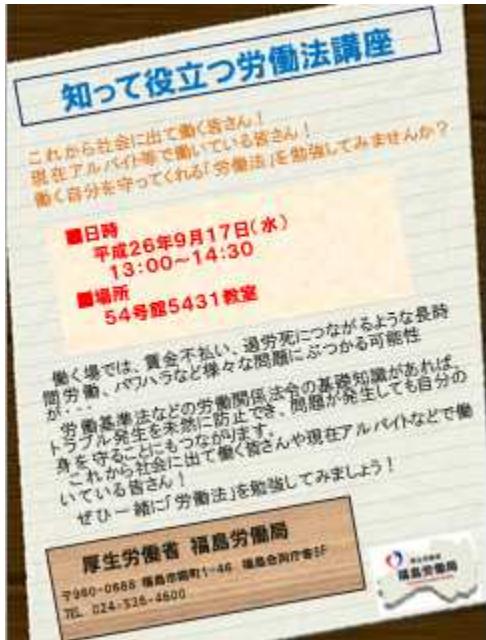
労働条件相談ホットライン

0120-811-610
平成26年9月1日（月）～27年3月31日（日）
月～金曜日 8時～17時（休憩時間15分）
土・日 年中 10時～4時（休憩時間15分）
【12月6日（土）は平年一年最初の休日】
【12月20日（日）～1月3日（土）は休日】

【課題④】 積極的な法令周知活動の実施

《労働法制セミナーの開催》

〔福島局の労働法講座ポスター〕



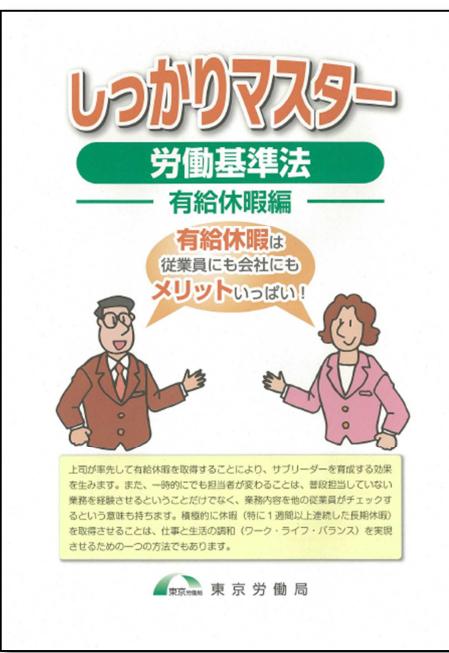
〔東京局の労働法制セミナー〕



〔大阪局の労働法制セミナー〕



〔東京局の法令周知用リーフレット〕



〔大阪局の法令周知用リーフレット〕



【課題⑤】 わかりやすい資料の作成

【広島局英語版リーフレット】 【広島局中国語版リーフレット】 【広島局ポルトガル語版リーフレット】

~Instead of Worrying, Get a Consultation!~
(General Labor Consultation Corner Guide)

The Hiroshima Labor Bureau established the General Labor Consultation Corner to help foreign workers, such as technical intern trainees, resolve issues between labor and management such as bullying and harassment. Consultation on wages, work hours, and concerns regarding work conditions is also provided. (Consultations are also possible in Chinese, Portuguese, Spanish during the times listed below).

Come to the General Labor Consultation Corner first, so you don't worry alone.

Telephone reception hours are 9am to 5pm every day:
**082-221-9296 (Japanese / English Monday-Tuesday),
082-221-9242 (Portuguese, Spanish available every Wednesday and Friday, Chinese consultation available every Friday),
084-923-0005 (Chinese, Every Wednesday).**

Location:
 6-30 Kami Hacobori Naka-ku
 Hiroshima-shi
 Bldg 2 5/F Hiroshima Common Government Building
 Hiroshima Labor Bureau,
 General Affairs Department,
 Planning Office
 (inside Hiroshima Labor Bureau)



关于开设“外国人劳动者咨询窗口”的通知

广岛劳动局开设“外国人劳动者咨询窗口”提供有关劳动问题的中文咨询服务。

有没有遇到此类麻烦?

- 被不公正对待
- 被剥削工资，但没得到解释或报告补贴
- 遭受工作场所,但获得医疗费用及体恤的补偿
- 在签订劳动合同后,公司没有明确表示工作待遇及劳动时间等劳动条件

●咨询地点: 广岛劳动局 劳动基准部 咨询室
 〒730-8530 广岛市中区上人町 6-30 广岛合同会馆 2号棟 5楼
 电话:(082)221-9242 FAX:(082)221-2554

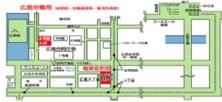
●咨询时间: 周期 5 星期 5 上午 9点~下午 5 点

外国人劳动者相談コーナーのご案内

広島労働局では「外国人労働者相談コーナー」を設け、中国語で労働問題に関する相談を受け付けています。
 何がどうなってかよくわからないときは?
 薦めます。
 ●被不公正对待
 ●被剥削工资，但没得到解释或报告补贴
 ●遭受工作场所,但获得医疗费用及体恤的补偿
 ●在签订劳动合同后,公司没有明确表示工作待遇及劳动时间等劳动条件

●咨询地点: 广岛劳动局 劳动基准部 咨询室
 〒730-8530 山南町中区上人町 6-30 广岛合同会馆 2号棟 5楼
 电话:(082)221-9242 FAX:(082)221-2554

●咨询时间: 每週金曜日 上午 9点~下午 5 点



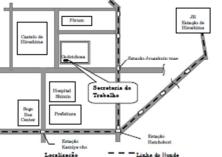
Problemas nas Condições Trabalhistas?

A Secretaria do Trabalho de Hiroshima disponibiliza uma Seção de Consultoria para Trabalhadores Estrangeiros. O atendimento as consultas sobre as Condições Trabalhistas são em Português e Espanhol.

Antes de comparecer a Inspeção confirme se não houve alteração na data do atendimento.

TEL.(082)221-9242

Trabalhei mas não me pagaram o salário.
Fui demitido repentinamente, estou com dificuldades.
Não me pagaram as horas extras trabalhadas.
Sofri acidente (ferimentos) durante o trabalho, mas a empresa não se importa comigo.
Sofri acidente durante o trabalho e por isso me demitiram.



【郡山署作成リーフレット】

危険！その作業!!
～車両積荷型トラッククレーンの取り扱いについて～

事例

車両積荷型トラッククレーン（荷物を運ぶ車両に吊り下げる）は、荷物を吊るした時に車両が倒れてしまうことがあります。そこで、安全対策として、荷物を吊るす位置を車両の重心より上に吊るすことで倒れにくくする方法があります。

車両による荷物の吊り上げによる倒壊と事故発生を防ぎましょう。

◆ クレーンの平衡防止のための安全対策 ◆

ステップ1：必ず荷物の重心より上に吊り上げてください。

ステップ2：荷の位置、台車の位置（荷台位置）を確認して下さい。

※本冊子は、主に車両積荷型トラッククレーンの安全対策について記載されています。他の機械や工具による荷物の吊り上げや、荷物の積み下ろし等の安全対策については、各自で確認して下さい。

★当冊子は参考用の文書で、4ページ程度

【名古屋北署作成リーフレット】

**労働衛生法の定める
安全衛生管理活動のあらまし**

労働者数10人以上労働者数50人以上の事業場

1. 安全衛生監査の実施

2. 安全衛生委員会の設置

3. 安全衛生委員会の活動

4. 安全衛生監査の実施

5. 安全衛生委員会の設置

6. 安全衛生委員会の活動

7. 安全衛生監査の実施

8. 安全衛生委員会の設置

9. 安全衛生委員会の活動

10. 安全衛生監査の実施

11. 安全衛生委員会の設置

12. 安全衛生委員会の活動

13. 安全衛生監査の実施

14. 安全衛生委員会の設置

15. 安全衛生委員会の活動

16. 安全衛生監査の実施

17. 安全衛生委員会の設置

18. 安全衛生委員会の活動

19. 安全衛生監査の実施

20. 安全衛生委員会の設置

21. 安全衛生委員会の活動

22. 安全衛生監査の実施

23. 安全衛生委員会の設置

24. 安全衛生委員会の活動

25. 安全衛生監査の実施

26. 安全衛生委員会の設置

27. 安全衛生委員会の活動

28. 安全衛生監査の実施

29. 安全衛生委員会の設置

30. 安全衛生委員会の活動

31. 安全衛生監査の実施

32. 安全衛生委員会の設置

33. 安全衛生委員会の活動

34. 安全衛生監査の実施

35. 安全衛生委員会の設置

36. 安全衛生委員会の活動

37. 安全衛生監査の実施

38. 安全衛生委員会の設置

39. 安全衛生委員会の活動

40. 安全衛生監査の実施

41. 安全衛生委員会の設置

42. 安全衛生委員会の活動

43. 安全衛生監査の実施

44. 安全衛生委員会の設置

45. 安全衛生委員会の活動

46. 安全衛生監査の実施

47. 安全衛生委員会の設置

48. 安全衛生委員会の活動

49. 安全衛生監査の実施

50. 安全衛生委員会の設置

51. 安全衛生委員会の活動

52. 安全衛生監査の実施

53. 安全衛生委員会の設置

54. 安全衛生委員会の活動

55. 安全衛生監査の実施

56. 安全衛生委員会の設置

57. 安全衛生委員会の活動

58. 安全衛生監査の実施

59. 安全衛生委員会の設置

60. 安全衛生委員会の活動

61. 安全衛生監査の実施

62. 安全衛生委員会の設置

63. 安全衛生委員会の活動

64. 安全衛生監査の実施

65. 安全衛生委員会の設置

66. 安全衛生委員会の活動

67. 安全衛生監査の実施

68. 安全衛生委員会の設置

69. 安全衛生委員会の活動

70. 安全衛生監査の実施

71. 安全衛生委員会の設置

72. 安全衛生委員会の活動

73. 安全衛生監査の実施

74. 安全衛生委員会の設置

75. 安全衛生委員会の活動

76. 安全衛生監査の実施

77. 安全衛生委員会の設置

78. 安全衛生委員会の活動

79. 安全衛生監査の実施

80. 安全衛生委員会の設置

81. 安全衛生委員会の活動

82. 安全衛生監査の実施

83. 安全衛生委員会の設置

84. 安全衛生委員会の活動

85. 安全衛生監査の実施

86. 安全衛生委員会の設置

87. 安全衛生委員会の活動

88. 安全衛生監査の実施

89. 安全衛生委員会の設置

90. 安全衛生委員会の活動

91. 安全衛生監査の実施

92. 安全衛生委員会の設置

93. 安全衛生委員会の活動

94. 安全衛生監査の実施

95. 安全衛生委員会の設置

96. 安全衛生委員会の活動

97. 安全衛生監査の実施

98. 安全衛生委員会の設置

99. 安全衛生委員会の活動

100. 安全衛生監査の実施

101. 安全衛生委員会の設置

102. 安全衛生委員会の活動

103. 安全衛生監査の実施

104. 安全衛生委員会の設置

105. 安全衛生委員会の活動

106. 安全衛生監査の実施

107. 安全衛生委員会の設置

108. 安全衛生委員会の活動

109. 安全衛生監査の実施

110. 安全衛生委員会の設置

111. 安全衛生委員会の活動

112. 安全衛生監査の実施

113. 安全衛生委員会の設置

114. 安全衛生委員会の活動

115. 安全衛生監査の実施

116. 安全衛生委員会の設置

117. 安全衛生委員会の活動

118. 安全衛生監査の実施

119. 安全衛生委員会の設置

120. 安全衛生委員会の活動

121. 安全衛生監査の実施

122. 安全衛生委員会の設置

123. 安全衛生委員会の活動

124. 安全衛生監査の実施

125. 安全衛生委員会の設置

126. 安全衛生委員会の活動

127. 安全衛生監査の実施

128. 安全衛生委員会の設置

129. 安全衛生委員会の活動

130. 安全衛生監査の実施

131. 安全衛生委員会の設置

132. 安全衛生委員会の活動

133. 安全衛生監査の実施

134. 安全衛生委員会の設置

135. 安全衛生委員会の活動

136. 安全衛生監査の実施

137. 安全衛生委員会の設置

138. 安全衛生委員会の活動

139. 安全衛生監査の実施

140. 安全衛生委員会の設置

141. 安全衛生委員会の活動

142. 安全衛生監査の実施

143. 安全衛生委員会の設置

144. 安全衛生委員会の活動

145. 安全衛生監査の実施

146. 安全衛生委員会の設置

147. 安全衛生委員会の活動

148. 安全衛生監査の実施

149. 安全衛生委員会の設置

150. 安全衛生委員会の活動

151. 安全衛生監査の実施

152. 安全衛生委員会の設置

153. 安全衛生委員会の活動

154. 安全衛生監査の実施

155. 安全衛生委員会の設置

156. 安全衛生委員会の活動

157. 安全衛生監査の実施

158. 安全衛生委員会の設置

159. 安全衛生委員会の活動

160. 安全衛生監査の実施

161. 安全衛生委員会の設置

162. 安全衛生委員会の活動

163. 安全衛生監査の実施

164. 安全衛生委員会の設置

165. 安全衛生委員会の活動

166. 安全衛生監査の実施

167. 安全衛生委員会の設置

168. 安全衛生委員会の活動

169. 安全衛生監査の実施

170. 安全衛生委員会の設置

171. 安全衛生委員会の活動

172. 安全衛生監査の実施

173. 安全衛生委員会の設置

174. 安全衛生委員会の活動

175. 安全衛生監査の実施

176. 安全衛生委員会の設置

177. 安全衛生委員会の活動

178. 安全衛生監査の実施

179. 安全衛生委員会の設置

180. 安全衛生委員会の活動

181. 安全衛生監査の実施

182. 安全衛生委員会の設置

183. 安全衛生委員会の活動

184. 安全衛生監査の実施

185. 安全衛生委員会の設置

186. 安全衛生委員会の活動

187. 安全衛生監査の実施

188. 安全衛生委員会の設置

189. 安全衛生委員会の活動

190. 安全衛生監査の実施

191. 安全衛生委員会の設置

192. 安全衛生委員会の活動

193. 安全衛生監査の実施

194. 安全衛生委員会の設置

195. 安全衛生委員会の活動

196. 安全衛生監査の実施

197. 安全衛生委員会の設置

198. 安全衛生委員会の活動

199. 安全衛生監査の実施

200. 安全衛生委員会の設置

201. 安全衛生委員会の活動

202. 安全衛生監査の実施

203. 安全衛生委員会の設置

204. 安全衛生委員会の活動

205. 安全衛生監査の実施

206. 安全衛生委員会の設置

207. 安全衛生委員会の活動

208. 安全衛生監査の実施

209. 安全衛生委員会の設置

210. 安全衛生委員会の活動

211. 安全衛生監査の実施

212. 安全衛生委員会の設置

213. 安全衛生委員会の活動

214. 安全衛生監査の実施

215. 安全衛生委員会の設置

216. 安全衛生委員会の活動

217. 安全衛生監査の実施

218. 安全衛生委員会の設置

219. 安全衛生委員会の活動

220. 安全衛生監査の実施

221. 安全衛生委員会の設置

222. 安全衛生委員会の活動

223. 安全衛生監査の実施

224. 安全衛生委員会の設置

225. 安全衛生委員会の活動

226. 安全衛生監査の実施

227. 安全衛生委員会の設置

228. 安全衛生委員会の活動

229. 安全衛生監査の実施

230. 安全衛生委員会の設置

231. 安全衛生委員会の活動

232. 安全衛生監査の実施

233. 安全衛生委員会の設置

234. 安全衛生委員会の活動

235. 安全衛生監査の実施

236. 安全衛生委員会の設置

237. 安全衛生委員会の活動

238. 安全衛生監査の実施

239. 安全衛生委員会の設置

240. 安全衛生委員会の活動

241. 安全衛生監査の実施

242. 安全衛生委員会の設置

243. 安全衛生委員会の活動

244. 安全衛生監査の実施

245. 安全衛生委員会の設置

246. 安全衛生委員会の活動

247. 安全衛生監査の実施

248. 安全衛生委員会の設置

249. 安全衛生委員会の活動

250. 安全衛生監査の実施

251. 安全衛生委員会の設置

252. 安全衛生委員会の活動

253. 安全衛生監査の実施

254. 安全衛生委員会の設置

255. 安全衛生委員会の活動

256. 安全衛生監査の実施

257. 安全衛生委員会の設置

258. 安全衛生委員会の活動

259. 安全衛生監査の実施

260. 安全衛生委員会の設置

261. 安全衛生委員会の活動

262. 安全衛生監査の実施

263. 安全衛生委員会の設置

264. 安全衛生委員会の活動

265. 安全衛生監査の実施

266. 安全衛生委員会の設置

267. 安全衛生委員会の活動

268. 安全衛生監査の実施

269. 安全衛生委員会の設置

270. 安全衛生委員会の活動

271. 安全衛生監査の実施

272. 安全衛生委員会の設置

273. 安全衛生委員会の活動

274. 安全衛生監査の実施

275. 安全衛生委員会の設置

276. 安全衛生委員会の活動

277. 安全衛生監査の実施

278. 安全衛生委員会の設置

279. 安全衛生委員会の活動

280. 安全衛生監査の実施

281. 安全衛生委員会の設置

282. 安全衛生委員会の活動

283. 安全衛生監査の実施

284. 安全衛生委員会の設置

285. 安全衛生委員会の活動

286. 安全衛生監査の実施

287. 安全衛生委員会の設置

288. 安全衛生委員会の活動

289. 安全衛生監査の実施

290. 安全衛生委員会の設置

291. 安全衛生委員会の活動

292. 安全衛生監査の実施

293. 安全衛生委員会の設置

294. 安全衛生委員会の活動

295. 安全衛生監査の実施

296. 安全衛生委員会の設置

297. 安全衛生委員会の活動

298. 安全衛生監査の実施

299. 安全衛生委員会の設置

300. 安全衛生委員会の活動

301. 安全衛生監査の実施

302. 安全衛生委員会の設置

303. 安全衛生委員会の活動

304. 安全衛生監査の実施

305. 安全衛生委員会の設置

306. 安全衛生委員会の活動

307. 安全衛生監査の実施

308. 安全衛生委員会の設置

309. 安全衛生委員会の活動

310. 安全衛生監査の実施

311. 安全衛生委員会の設置

312. 安全衛生委員会の活動

313. 安全衛生監査の実施

314. 安全衛生委員会の設置

315. 安全衛生委員会の活動

316. 安全衛生監査の実施

317. 安全衛生委員会の設置

318. 安全衛生委員会の活動

319. 安全衛生監査の実施

320. 安全衛生委員会の設置

321. 安全衛生委員会の活動

322. 安全衛生監査の実施

323. 安全衛生委員会の設置

324. 安全衛生委員会の活動

325. 安全衛生監査の実施

326. 安全衛生委員会の設置

327. 安全衛生委員会の活動

328. 安全衛生監査の実施

329. 安全衛生委員会の設置

330. 安全衛生委員会の活動

331. 安全衛生監査の実施

332. 安全衛生委員会の設置

333. 安全衛生委員会の活動

334. 安全衛生監査の実施

335. 安全衛生委員会の設置

336. 安全衛生委員会の活動

337. 安全衛生監査の実施

338. 安全衛生委員会の設置

339. 安全衛生委員会の活動

340. 安全衛生監査の実施

341. 安全衛生委員会の設置

342. 安全衛生委員会の活動

343. 安全衛生監査の実施

344. 安全衛生委員会の設置

345. 安全衛生委員会の活動

346. 安全衛生監査の実施

347. 安全衛生委員会の設置

348. 安全衛生委員会の活動

349. 安全衛生監査の実施

350. 安全衛生委員会の設置

351. 安全衛生委員会の活動

352. 安全衛生監査の実施

353. 安全衛生委員会の設置

354. 安全衛生委員会の活動

355. 安全衛生監査の実施

356. 安全衛生委員会の設置

357. 安全衛生委員会の活動

358. 安全衛生監査の実施

359. 安全衛生委員会の設置

360. 安全衛生委員会の活動

361. 安全衛生監査の実施

362. 安全衛生委員会の設置

363. 安全衛生委員会の活動

364. 安全衛生監査の実施

365. 安全衛生委員会の設置

366. 安全衛生委員会の活動

367. 安全衛生監査の実施

368. 安全衛生委員会の設置

369. 安全衛生委員会の活動

370. 安全衛生監査の実施

371. 安全衛生委員会の設置

372. 安全衛生委員会の活動

373. 安全衛生監査の実施

374. 安全衛生委員会の設置

375. 安全衛生委員会の活動

376. 安全衛生監査の実施

377. 安全衛生委員会の設置

378. 安全衛生委員会の活動

379. 安全衛生監査の実施

380. 安全衛生委員会の設置

381. 安全衛生委員会の活動

382. 安全衛生監査の実施

383. 安全衛生委員会の設置

384. 安全衛生委員会の活動

385. 安全衛生監査の実施

386. 安全衛生委員会の設置

387. 安全衛生委員会の活動

388. 安全衛生監査の実施

389. 安全衛生委員会の設置

390. 安全衛生委員会の活動

391. 安全衛生監査の実施

392. 安全衛生委員会の設置

393. 安全衛生委員会の活動

394. 安全衛生監査の実施

395. 安全衛生委員会の設置

396. 安全衛生委員会の活動

397. 安全衛生監査の実施

398. 安全衛生委員会の設置

399. 安全衛生委員会の活動

400. 安全衛生監査の実施

401. 安全衛生委員会の設置

402. 安全衛生委員会の活動

403. 安全衛生監査の実施

404. 安全衛生委員会の設置

405. 安全衛生委員会の活動

406. 安全衛生監査の実施

407. 安全衛生委員会の設置

408. 安全衛生委員会の活動

409. 安全衛生監査の実施

410. 安全衛生委員会の設置

411. 安全衛生委員会の活動

412. 安全衛生監査の実施

413. 安全衛生委員会の設置

414. 安全衛生委員会の活動

415. 安全衛生監査の実施

416. 安全衛生委員会の設置

417. 安全衛生委員会の活動

418. 安全衛生監査の実施

419. 安全衛生委員会の設置

420. 安全衛生委員会の活動

421. 安全衛生監査の実施

422. 安全衛生委員会の設置

423. 安全衛生委員会の活動

424. 安全衛生監査の実施

425. 安全衛生委員会の設置

426. 安全衛生委員会の活動

427. 安全衛生監査の実施

428. 安全衛生委員会の設置

429. 安全衛生委員会の活動

430. 安全衛生監査の実施

431. 安全衛生委員会の設置

432. 安全衛生委員会の活動

433. 安全衛生監査の実施

434. 安全衛生委員会の設置

435. 安全衛生委員会の活動

436. 安全衛生監査の実施

437. 安全衛生委員会の設置

438. 安全衛生委員会の活動

439. 安全衛生監査の実施

440. 安全衛生委員会の設置

441. 安全衛生委員会の活動

442. 安全衛生監査の実施

443. 安全衛生委員会の設置

444. 安全衛生委員会の活動

445. 安全衛生監査の実施

446. 安全衛生委員会の設置

447. 安全衛生委員会の活動

448. 安全衛生監査の実施

449. 安全衛生委員会の設置

450. 安全衛生委員会の活動

451. 安全衛生監査の実施

452. 安全衛生委員会の設置

453. 安全衛生委員会の活動

454. 安全衛生監査の実施

455. 安全衛生委員会の設置

456. 安全衛生委員会の活動

457. 安全衛生監査の実施

458. 安全衛生委員会の設置

459. 安全衛生委員会の活動

460. 安全衛生監査の実施

461. 安全衛生委員会の設置

462. 安全衛生委員会の活動

463. 安全衛生監査の実施

464. 安全衛生委員会の設置

465. 安全衛生委員会の活動

466. 安全衛生監査の実施

467. 安全衛生委員会の設置

468. 安全衛生委員会の活動

469. 安全衛生監査の実施

470. 安全衛生委員会の設置

471. 安全衛生委員会の活動

472. 安全衛生監査の実施

473. 安全衛生委員会の設置

474. 安全衛生委員会の活動

475

【課題⑦】 窓口でのプライバシーの配慮

〔福島局の総合労働相談コーナー〕



〔渋谷署の相談用個室〕



〔愛知局の待合コーナー〕



〔大阪中央署の相談専用ブース〕



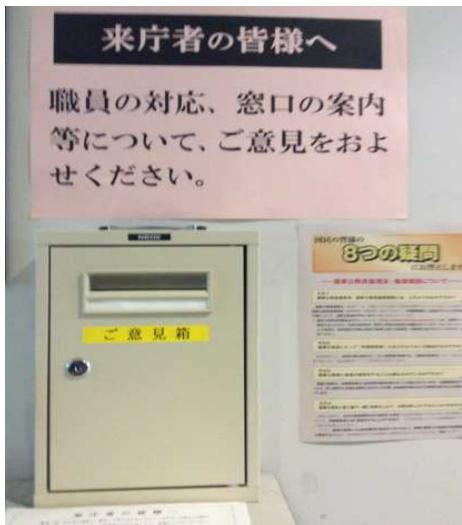
〔広島中央署の相談ブース〕



【その他の改善事項】（課題にはないが、自主的な改善が確認できたもの）

《意見箱》

〔渋谷署の意見箱〕



〔広島中央署の意見箱〕



《障がい者》

〔郡山署の庁舎入り口ベル〕



〔渋谷署の庁舎入口のインターホン〕



〔大阪中央署の庁舎入口のほじょ犬シール〕 〔大阪中央署の受付カウンター〕



《その他》

[大阪局の相談時間延長のお知らせ]

厚生労働省・大阪労働局

大阪労働局企画室 総合労働相談コーナー^{におけるご利用時間延長のお知らせ}

アシストうめだ総合労働相談コーナーの閉鎖に伴い、大阪労働局企画室総合労働相談コーナーのご利用時間を平成26年3月31日から18時まで延長することになりました。

大阪労働局企画室総合労働相談コーナー

ご利用時間 9:00 ~ 18:00 休業日 土・日・祝日、年末年始
(ただし、府内への入館手続は、17時45分までとなっています。)

所在地 大阪市中央区大手前4-1-67
大阪合同庁舎2号館8階
電話 フリーダイヤル (0120-939-009)
(大阪府外及び携帯電話、IP電話等からはご利用になれません。)
●フリーダイヤルにつながらない場合は、
06-7660-0072へおかけください。
(06)6949-6050(17時までご利用可)

